

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第36号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「
徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）
」

を

「
徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）
日光川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）
」

に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定により新たに指定管理者に管理を行わせる公園施設の指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。